

第28回 地方分権改革有識者会議
第52回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成29年2月20日（月）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野 直彦座長（司会）、小早川 光郎座長代理、市川 晃議員、後藤 春彦議員、勢一 智子議員、戸田 善規議員、平井 伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋部会長、小早川 光郎構成員、勢一 智子構成員、野口 貴公美構成員、野村 武司構成員（小早川光郎構成員と勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕山本 幸三内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、務台 俊介内閣府大臣政務官、西川 正郎内閣府事務次官、武川 光夫内閣府審議官、境 勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田 信孝内閣府地方分権改革推進室次長

議事

- （1）平成28年の地方からの提案等に関する対応方針等について
- （2）平成28年の取組の総括及び平成29年の提案募集の実施について
- （3）その他

（神野座長）それでは、定刻でございますので、ただいまから第28回地方分権改革有識者会議と第52回提案募集検討専門部会の合同会議を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、今、何かとお忙しい時期かと思っておりますが、万障を繰り合わせて御出席いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

本日は、務台大臣政務官にお越しいただいております。

さらに、この会議の後半になるかと思っておりますが、山本大臣にも御臨席いただけることになっております。ただ、現在の予定では11時45分ごろお越しいただけるとお伺いしております。

本日の出席状況でございますが、有識者会議の谷口議員、森議員、提案募集検討専門部会の伊藤構成員、大橋構成員は所用のため御欠席と御連絡を頂戴しております。

それでは、冒頭御紹介いたしましたように、お忙しいところを務台政務官に御臨席いただきありがとうございますので、御挨拶を頂戴したいと思います。

よろしく申し上げます。

（務台内閣府大臣政務官）おはようございます。

皆様におかれましては、日ごろより地方分権の進展に御尽力賜り、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

本日は、まず、28年の地方から提案等に関する対応方針等について政府から御説明した上で、28年の取組の総括及び29年の提案募集の実施について御審議いただきます。

本日の御議論を踏まえ、その実現に向けて最大限の努力をしてみたいとともに、29年の提案募集、特に地方から積極的に御提案をいただくということを念頭に置きながら取組を進めてまいりたいと思いますので、活発な御議論をお願い申し上げます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、会議の開催に先立って、初めに、配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元にございます資料を御覧いただければと思います。

まず、本日の議事次第と、配付資料の一覧があるかと思えます。

さらにその後、座席表及び地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の議員及び構成員の名簿が添付されているかと存じます。

その上で、資料本体を御確認いただければと思いますが、資料1が平成28年の地方からの提案等に関する対応方針でございまして、資料1-1が概要、資料1-2が対応方針の本体となっております。

資料2が、第7次地方分権一括法の概要となっております。

資料3は、平成26年及び平成27年対応方針のフォローアップ状況の資料がございます。

資料4が、「平成28年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況(例)」

資料5が、「平成28年の提案募集の取組状況」。

資料6が、「これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応(案)」。

資料7が、「平成29年の提案募集の実施について(案)」。

資料8が、「地方公共団体の提案に対する支援方策」。

資料9-1及び資料9-2が、平井議員からの提出資料となっております。

資料10が、戸田議員からの提出資料でございます。

参考資料1といたしまして、「平成28年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案の措置状況」。

参考資料2が、「提案募集方式データベースの活用について」。

最後に、参考資料3として、「これまでの提案募集方式の主な成果」という資料をお手元にお配りしているはずでございます。

御確認いただいて、過不足はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日、議事は、準備しておりますのは大きく2つ、「その他」を含めると3つでございまして、議事の(1)「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針等について」、議事の(2)「平成28年の取組の総括及び平成29年の提案募集の実施について」でござ

います。御覧いただければわかるように、いわば今年のこの会議のキックオフになっております。

まず、議事の（１）「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針等について」を審議させていただきたいと思っております。

事務局から、資料１－１から資料４、参考資料１を含めて御説明いただければと思っておりますので、横田次長、よろしく願いいたします。

（横田次長） それでは、順次資料の御説明に入らせていただきたいと思います。

まず、資料１でございます。これは、昨年末に閣議決定いたしました「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に関する資料でございます。１－１が概要、１－２が対応方針の本体になっています。

前回、11月17日にこの会議で御審議いただいた案をもとに、12月20日に地方分権改革推進本部の決定を経て閣議決定したということでございます。

内容の説明については、前回とも重複いたしますので、省略させていただきますけれども、地方分権改革推進本部の場では、総理から、「今回の取組においても地方の声に徹底して耳を傾けるという姿勢に立って検討した結果、4分の3以上の提案に応えることができた。「地方の発意による地方のための改革」をさらに推し進めるため、各大臣は引き続き強いリーダーシップを発揮し、対応方針に基づいて着実に取組を進めていただきたい」という趣旨の御発言、御指示があったところでございます。

資料１については、以上とさせていただきます。

次は、資料２を御覧いただければと思っております。こちらが、今回の対応方針を踏まえて現在作業中であります第7次地方分権一括法案の概要でございます。これは対応方針のうち法律改正が必要な事項を一括いたしまして法案化するもので、3月初めの国会提出に向けまして、現在、作業中でございます。その意味で、「調整中」と左肩に載せさせていただいているということです。

以下、簡単にその概要を御説明したいと思います。

1ページでございます。「改正内容」のところに赤字で書いていますけれども、全体で法律は10本を一括して改正することにしております。大きく内容的には2つに分かれておりまして、1つ目が都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、これが4法律。2つ目が地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しということで、これが6法律でございます。

中身でございます。3ページまで飛んでいただければと思っております。まず、事務・権限の移譲の関係で、①、②につきましては、認定こども園に関する権限の関係でございます。

①が幼保連携型以外の認定こども園の認定に係る事務・権限です。これを都道府県から指定都市に移譲するものでございます。

②は、認定こども園に係る申請事項等の変更届出等に関する事務・権限を、同じく都

道府県から指定都市等に移譲するものでございます。

③、④が障害児・障害者に係るものでございます。③が指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出等の事務・権限を、都道府県から中核市に移譲するものでございます。4ページに移っていただきまして、④は、指定障害福祉サービス事業者等の同じく業務管理体制の整備に関する届出受理等の事務・権限を、都道府県から中核市に移譲するものでございます。

次に、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しでございます。①は、地方自治法の関係です。給与その他の給付に関する処分等に関する審査請求については、裁決に当たりまして議会への諮問が必要とされております。この中で不適法却下する場合には議会への諮問手続を廃止し、事後報告とするものでございます。

②、③が農業災害補償法の関係でございます。②について、市町村等が行う家畜共済事業については、必須事業として実施の義務付けが行われているところです。これを対象となる畜産農家の状況を踏まえて、一部または全部の種類の家畜を対象から除外することを可能とするものでございます。③でございます。都道府県には、農業共済保険審査会、これは組合の連合会と各組合の保険に関する争いを不服審査するものですが、都道府県ごとに設置が義務付けされています。一方で、組合の統合が進みまして、単一組合となったことで農業共済組合連合会がない都道府県も生じてきているということで、必置の義務の見直しを行うものでございます。

④、⑤が、国への協議を見直すものでございます。④が森林法の関係です。都道府県が定める地域森林計画のうち、森林施業の合理化に関する変更等に係る農林水産大臣協議を届出とするものでございます。⑤が、都道府県が策定する土地利用基本計画の策定・変更の際の国土交通大臣への協議を意見聴取とするものでございます。

6ページに移っていただき、⑥がマイナンバーの関係でございます。特別支援学校への就学支援事務の関係につきまして、マイナンバー制度による情報連携として、住民票、地方税関係の情報が規定されています。これに生活保護関係情報を追加することで、その関係の添付書類が省略できるようにするものでございます。

⑦以下が、公営住宅法の関係でございます。⑦ですが、現在、住宅建替事業については現地での建替えに限定されておりますが、公営住宅を集約化する場合には、一定の条件のもとで近接地への建替えも対象にできることにするものでございます。⑧は、公営住宅の家賃の関係です。公営住宅の家賃につきましては、入居者の毎年度の収入申告をもとに決定するという一方で、申告がない場合には近傍家賃をもとに家賃が決定されることになっております。一方で、認知症患者等の場合には、申請が困難な場合も生じることがありますので、事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃を設定可能にするものでございます。最後、7ページは、公営住宅の明渡請求の関係でございます。明渡請求の対象となります高額所得者の収入基準は、現在、政令で全国一律に規定することになっております。これを地方公共団体が、政令で定める基準に

従い、条例で設定可能とするものでございます。

以上が、資料2の関係でございます。

次に、資料3に移らせていただきます。これは、フォローアップ関係の資料でございます。前回まで御報告したものを除いて整理しております。このうち、今回、28年の対応方針に結論を書き込んだものもありまして、それらにつきましては、右の対応状況の欄に「28年対応方針」と記してあります。以下、対応方針に記載のない事項につきまして、簡単に御紹介したいと思います。

1ページの1番でございます。これは地方版ハローワークの関係です。1つ目の○の自治体へのオンライン提供情報につきましては、従来の提供情報に加えましてハローワークが求人を受理した際に把握した情報も原則オンライン提供する方向となっております。2つ目の○の民間事業者が自治体から委託を受けて行う職業紹介に係る規制につきましては、一定の条件のもとに事業紹介の実施等を可能とする方向になってございます。いずれも必要な準備を進めていくことになっております。

2ページ目、2と3はいずれもリサイクルに関するものです。行政処分の情報共有の仕組みなども含めて、必要な事項を昨年11月に地方公共団体に通知済みであるということでございます。

ページを飛んでいただきまして、5ページでございます。8番、軽費老人ホームの費用徴収基準の見直しの関係です。これにつきましては、現在、実態把握のアンケート調査を実施中ということで、これを踏まえて28年度中に結論を得る予定でございます。

6ページでございます。10番、認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件緩和につきましては、チームの設置条件に関する調査等の結果を踏まえ、具体的な取組を平成28年度中に周知する予定です。11番でございます。JETプログラムの特にすぐれていると認められた外国語指導助手の任用期間の要件につきましては、現在、関係者と検討中ということで、29年3月末を目途に結論を得ると聞いております。

最後になりますが、7ページの13番でございます。火災と津波のサイレン吹鳴パターンなどの重複をどうするかという問題でしたが、自治体と住民にアンケート調査を実施したということで、その結果を踏まえまして、重複の解消ではなく、あわせて音声を伝えるのが効果的ということも含めまして、通知を各自治体に対して年度内に行う予定でございます。

以上が、フォローアップの関係の御紹介でございます。

最後、資料4でございます。これは、予算に関するものとしまして、関係府省に対して予算編成過程での検討を求めたもので、全体で33事項がございました。そのうち4事項をここに掲げています。全体は参考資料1で整理させていただいたのですが、内容が非常に細かい字ですので、例示的にここで御説明させていただきます。

1につきましては、5年とされた総合特区推進調整費の支援期間を延長できないかというものです。これは、支援期間を平成32年度末までに変更する基準の見直しが行われ

たということで、既に通知済みでございます。

2につきましては、保育体制強化事業について、待機児童加速化プランに参加していないが、保育人材が不足している市町村も対象とできないかというものでした。これに対して、現時点では対象拡大はできないが、今後、事業の取組状況を勘案して検討する予定であると聞いております。

3でございます。これは成果目標に応じたポイント制を採用した強い農業づくり交付金につきまして、既に先進的な取組を行っている団体が不利にならないようにしてほしいというものでした。これについては、現行制度でも先進的な産地の過去の取組も評価する仕組みになっているので、その中で対応可能ということでございました。

4でございます。災害公営住宅整備の適用要件につきまして、小規模自治体の状況に応じた基準となるよう要件緩和ができないかというものです。これにつきましては、現行制度においても、小規模自治体ではより小さい被害であっても要件を満たすことができる制度設計になっているということでありまして、これ以上の緩和は困難であるということでございます。

以上、資料の御説明でございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

資料1から4までに基づいて、平成28年の対応方針にかかわる事柄について御説明いただきましたが、ただいま頂いた事務局の御説明について、御質問あるいは御意見があれば頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) また後ほど今後の進め方について御提案申し上げたいこともありますが、平成28年の取りまとめにつきまして、座長様、また、高橋先生、さらには西川次官、武川審議官をはじめ、多くの事務方の皆様にお世話になりました。務台政務官もよく御案内と思っておりますが、ぜひ地方分権の実を上げるように、政務としても御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

後ほどまた申し述べたいと思っておりますが、今日の朝日新聞の社説で、多分あれは保育園の不足の問題があると思うのですが、そうしたことを念頭に、地方創生だけでなく分権をもう一度ちゃんとやるべきだという御指摘もございました。今回、関連するものも一部修正されていますが、私どもで市町村も含めたアンケートもさせていただきましたところ、いろいろと問題意識もあるようでございますので、平成29年の進め方の中で御議論いただければと思います。

平成28年につきましては、例えば、観光業につきまして隣接の市町村以外でも対象とできるように、今、DMOなどが各地で設定されていますけれども、やや不正なところもありました。こういうものを具体的な支障事例に基づいて修正いただいたことはありがたいと思っておりますし、措置率も高まっていますので、この辺も、有識者会議の先生、また、事務方の皆さんにもかなり折衝していただいた結果だと感謝いたしております。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、小早川議員。

(小早川議員) 御報告、御説明を伺いまして、また今回も大変成果は上がっているという感じを持ちました。

対象事項についてです。非常に多岐にわたりますので全体の特徴を把握するのはなかなか難しいのですが、印象としまして、もともとこの提案募集というのは地方分権のための手法であり、1つは、従来言われている義務付け・枠付けの見直し、最近はその「規制緩和」という言葉で言うことも多いですが、それと、事務・権限の国から地方へ、都道府県から市町村への移譲という2本柱、それが対象であるということになっておりまして、今、平井議員からもお話がありましたように、地方分権という本来の目標のために役に立っているという面は大事だと思います。

それと同時に、いろいろ拝見していると、義務付け・枠付けないし規制緩和、プラス事務・権限移譲、という本来の地方分権の筋道だけではなくて、地方自治体行政の現場で、行政のやり方、仕組み、枠組みにいろいろ不具合がある、それについていわば現場から改善に取り掛かる、トヨタ自動車ではありませんけれどもまさに行政の改善の仕組みとして使われているというところがある。

これは、両面が大事だと思うのです。一方で、地方分権という目標、それを魂として堅持することと同時に、実際の使い方においては、先ほどの2本柱に該当しないものは対象から外すというようなことは余り厳格に言わずに、地方が本当に住民のニーズに応えることができるための制度の改善、運用の改善に役立つような使い方もしていく。両方がごっちゃになって分権の魂がどこかに行ってしまうというのはよくないと思いますけれども、そういう賢明、柔軟な使い方をこれからもしていけたらいいと思いました。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

どうぞ、高橋部会長。

(高橋専門部会長) 既に3年目に入って、いろいろと地方の提案を受けながら作業してきたわけでございます。26年のときには非常にたくさんの提案があって、その26年分はその年で処理してしまった後、持続的にこの提案募集方式を定着させるには一体どうしたらいいのかということを常に頭に置きながら作業してきたわけでございます。おかげさまで、事務局には非常に御苦労いただいたのではないかと思います。そのことにつき御礼を申し上げたいと思いますし、さらには、全体で、法律改正事項にならなくても、さまざまな制度改正につなげることができたという意味では、提案募集方式の成果、意味が関係者の方にだんだん定着してきたのかなという気がしています。

ただ、引き続きこの提案募集方式の成果をつなげていくには、まだこれから後で御紹

介いただくと思いますが、市町村などでは提案の団体の割合がまだ低いとか、さらに言うと、どのように提案しているのかわからないといった声もまだあると聞いております。引き続きその辺は関係の皆様にも、意義の徹底であるとか、宣伝だとか、ハンドブックも出たということですので、御努力いただきたいと思います。

もう一点、3年目に入りましたので、積み残してきた形のフォローアップというのも重要な課題になってきております。そういう意味では、今回、フォローアップの御説明を頂戴しましたが、確実にきちんと閣議決定に従って成果を上げていただくということで御努力いただくことは重要だと思います。今後も、フォローアップ、重点事項については、我々の部会でも取り上げてやっていきたいと思っておりますので、その辺は引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

どうもありがとうございます。

(神野座長) ほか、いかがでございましょうか。

頂きました質問、御意見については、次の課題にかかわってくるので、また次の課題の段階で御説明いただければと思うのですが、特にこの段階でコメントしていただくことがあれば、事務局から。

(横田次長) 後でまとめまして、またお答えさせていただきます。

(神野座長) それでは、次の議事の(2)「平成28年の取組の総括及び平成29年の提案募集の実施について」を審議させていただきたいと思っておりますので、事務局から資料5から資料7について御説明を頂戴できればと思います。

よろしくお願ひします。

(横田次長) それでは、引き続きまして御説明させていただきます。

まず、資料5でございます。これは「平成28年の提案募集の取組状況」ということで、取組の総括の前提として整理したものです。前回までの資料と内容が重複する部分もございますけれども、以下、御紹介していきたいと思っております。

まず、1ページ目の「1. 取組状況」でございます。(1)提案件数、(2)提案団体数につきましては、初年度を除き、27年度と28年度を比較しますと、件数ではほぼ同じ、団体数としては増加しているということであろうかと思っております。この中で市町村に着目をいたしますと、最後の○になります。平成28年に提案があった72市町村のうち45市町村は、28年に初めて提案があり、これまでの3年間で提案を行った市町村の累計は、133市町村でした。数は増えているということですが、これも後ほど出てまいります。全体としてはまだまだ提案を出していない市町村の割合のほうが多いということであろうかと思っております。

2ページ目でございます。(3)提案の区分については、権限移譲に関する提案が減少する一方で、規制緩和に関する提案が増加しているということでございます。(4)対応状況も、これまでお話しさせていただいたところですが、提案の実現・対応

の割合は4分の3以上となっています。これまでの3年間で一番割合としては高いということでした。

3ページでございます。（5）主な成果について、内容は省略いたしますけれども、柱といたしましては、地方創生、子ども・子育て支援が大きな柱であったかということだと思います。

4ページでございます。平成28年の提案募集に際して実施しました改善の内容です。まず、（1）市町村提案に関してです。これはいろいろと御指摘を受けたことも踏まえまして、市町村説明会を全国15カ所で開催して、提案の掘り起こしを行ったということで、先ほど申し述べましたように、団体数、件数とも増加はしておるということでございます。（2）検討・審議の充実について、まず、①実現性向上です。募集受付が終わりまして、すぐに追加の支障事例・共同提案を照会すること、それにあわせまして、追加共同提案団体にも、各府省からの1次回答を踏まえた見解を依頼したということがございます。子ども・子育て関係は非常に内容が多岐にわたることもありまされたので、提案募集検討専門部会の体制を1名構成員の増加という形で強化したところです。②透明性向上でございます。まずは提案団体と追加共同提案団体につきましては、関係府省ヒアリングを傍聴可能としたということがあります。それから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理した案件全てにつきまして、その理由をオープンにしたということでございます。それから、③適切な検討手続でございますが、提案に関して関係府省がアンケート調査を行う場合には、分権の観点も踏まえて行おうと実施方法を見直したところです。

5ページでございます。

「3. 平成28年の有識者会議における主な指摘事項」ということで、簡単でございますけれども、まとめさせていただきました。

（1）市町村における取組ということで、研修等を実施して、職員の意識改革を行う必要があるのではないかという御意見がございました。

（2）住民の意識向上という視点を踏まえた情報発信がもっと必要ではないかという御意見がございました。

（3）検討・審議等の一層の充実ということで、関係府省からの2次回答後にも、地方側が意見を述べる機会を設けるべきではないか。構成員の適正な負担に配慮しつつ、効果的な検討・審議を行えるようにするべきではないかといった意見もございました。また、「現行規定で対応可能」という事案がかなりあるわけでございますけれども、これらは法令改正を行わなくて済むように、条文をアクロバティックに解釈して、通知で対応するとしているものもあるのではないかとといった御指摘もございました。「現行規定で対応可能」とされた提案がかなり増えておることを踏まえまして、これを一覧化したものを作成するなど、成果の共有や活用の仕組みが必要ではないかという御意見がございました。

(4) 取組内容の充実でございます。まず、提案の背景にある地方公共団体の課題が難しいものとなっており、分権だけでは解決できない分野も増えてきているのではないかとといった御意見がございました。このほか、対象の問題として、税財源のあり方についても議論すべきではないか。国が直接執行する事業についても取り上げるべきではないか。あるいは、「従うべき基準」、福祉等の分野で多いわけですがけれども、これもしっかり見直す必要があるのではないか。地域公共交通についても検討すべきではないかという御意見がございました。

これらを踏まえまして、資料6に移っていただければと思います。提案募集につきましては、今、御紹介いたしましたそれぞれの御意見も含めて、これまで3回の実施を経まして、いろいろな課題も浮かび上がってきたということであろうかと思っております。この資料は、それらの課題を整理し、29年の提案募集の実施に向けて、その対応方策のあり方をお示しするものでございます。

1ページ目でございます。提案募集方式については、平成26年の導入以来、取組を実施しており、御評価をいただいていると考えているところです。今後についても「地方の発意による地方のための改革」を一層推進していくという観点から、これまで3年間の経験も踏まえ、充実・改善を図った上で、引き続き提案募集方式に取り組むことにしたいと考えております。平成29年における実施に向けましては、この有識者会議における議論も踏まえつつ、下に掲げてあります項目、5つを整理しています。これらにつきまして課題を整理して、必要な対応方策を講ずることと考えていきたいと思っております。項目としては、①から⑤ということで、地方からの提案の促進、提案内容の充実、提案実現に向けた支援の充実、成果の活用促進、住民目線に立った分権改革の推進、その他ということで整理してございます。以下、御説明に移りたいと思っております。

2ページ目でございます。「1. 地方からの提案の促進等」です。まず、(1)市町村からの提案の一層の掘り起こしです。現状・課題ということでは、先ほど申しましたけれども、市町村からの提案数、提案団体とも増えている一方で、全体としての割合はまだまだ低いということです。数字として掲げていますけれども、提案団体数では市町村全体のまだ4%で、これまでの3カ年の累計でも8%にとどまっています。また、地域によっても温度差があるということもございます。対応としましては、市町村からの提案のさらなる増加に向けて、研修会・説明会の充実・強化、ハンドブックの作成等、これらは後ほど御説明させていただきたいと思っておりますが、進めていきたいと考えております。募集の開始を前倒しすることも考えておりまして、事前相談の期間を昨年よりも延長したいと考えております。これは、市町村のほうですと、分権の担当者の体制もなかなか充実するのは難しいところもありますので、当方との相談をじっくりやれる体制をとりたいということもございます。当然のことながら、この期間以外であっても相談は常時受け付けていくことにしたいと思っております。

3ページでございます。(2)過去の提案のデータベース化です。これも自治体から

よく頂く御意見ですが、提案に当たって過去の提案とか対応方針を調べるのに時間と労力が非常にかかるということです。これまでの3年間、地方から寄せられた相当多くの提案があります。これを最終的な調査結果まで含めましてデータベース化して、内閣府のホームページ上で公表することで検索可能な形にすることにしております。詳細はまた後ほど御説明ということにさせていただければと思います。(3)ですが、関係府省からの第2次回答に対して地方からの意見を公式に述べる機会がないという御意見もございました。現在でも事務局から提案団体に対して可能な範囲で提供を実施して、地方から意見が出されるといった場合も多く存在しているということではございますが、事務局から提案団体への情報提供は今後また一層丁寧に行っていきたいと思っておりますし、随時問い合わせや意見を受け付けることもまた改めて周知したいと考えております。

「2. 提案内容の充実等」でございます。まず、提案募集の対象範囲についてです。現在、提案の対象は、①地方公共団体への事務・権限の移譲、②義務付け・枠付けの見直しとなっております、「国・地方の税財源配分や税制改正」あるいは「国が直接執行する事業の運用改善」といったことは対象外となっている点をどうするかということです。まず、国・地方の税財源配分や税制改正につきましては、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れて専門的に検討すべき事項であるということがございます。地方の多様性を生かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式には、そういう意味ではちょっとなじみにくいということで、対象外ということになるかと思っております。次に、国が直接執行する事業の運用改善です。これも、地方に対する権限移譲、規制緩和には当たらないということで対象外としてきたというのはここに書いてあるとおりでありますが、一方で、これまで提案募集を3年やってまいりました経験を踏まえまして、こういう国が直接執行するような事業であっても、地方への権限移譲や地方に対する規制に関連する側面があることもございます。そういうこともありますので、今回、事前相談の期間を長くすることも申しましたけれども、可能なものにつきましては、私どもとしても提案として成立するよう柔軟に相談に応じていきたいと考えているところです。

5ページでございます。事務・権限の移譲です。これは、先ほども御紹介いたしましたけれども、これまでの取組の積み重ねの中で事務・権限の移譲に関する提案が減少しているということで、これにどう対応していくかということです。ちなみに、事務・権限の移譲につきましては、多くが法律改正が必要となりますが、関連して13ページ、14ページを見ていただければと思います。これは、第5次、第6次の分権一括法で改正を行った事項につきまして、施行期日を整理したものです。これらにはまだ法律が施行されていない部分もかなりありまして、全体で23本法律を改正いたしましたけれども、11本についてはまだ今後の施行予定ということになっています。これに対してどう考えるかということですが、規制緩和に関する提案につきましては、引き続ききめ細かく、住民サービスの向上を図る観点から提案の掘り起こしに努めるということですので、事務・権限の移譲に関する提案につきましては、この規制緩和に関する提案に比べて、

具体的な支障事例に基づいて提案するのが難しいという御意見もございます。このため、先ほど申しましたような研修会・説明会の充実・強化、あるいはまた御紹介いたしますハンドブックの作成も行っているところですので、地方公共団体に対しまして、どのように支障事例を整理すればよいのかといったことも含めまして、わかりやすく検討の進め方等を御説明し、その後も御相談いただくということにしていきたいと考えています。

6ページでございます。まず、(3)「従うべき基準」ですが、これは福祉等の分野において「従うべき基準」に関して見直しを抜本的に行うべきではないかという問題です。これまで、「従うべき基準」につきましては、当該基準の目的を改めて検証して、その目的の確保に留意しつつ、基準の特例を設けるといったことも含めて、参酌基準化というだけではなく、幅広く対応策を検討して、具体的な支障の解決につなげてきたということがございます。これも、15ページに例を1つ付けてみました。これは幼保連携型認定こども園の園庭の話です。まず、幼保連携型の認定こども園の園庭基準は「従うべき基準」になっておりまして、この基準によりましてと保育園からこども園に移行する際、より広い園庭が必要になるということで、都市部においては移行が困難になるという支障があったということです。提案としては、これを参酌基準化できないかということでした。これにつきまして、所管府省との間では、参酌基準化については議論は平行線ではございましたが、本件の事例を、基準の目的が担保できるかといった観点から検討したところ、これは十分可能と判断されたということがこの真ん中の「検討」のところに書いてあることです。その結果として、一番下ですけれども、参酌基準化には至りませんでした。移行の特例を拡張することで支障事例を解消するという結果になったということです。またもとに戻っていただきまして、6ページです。こういったこともありますので、当然参酌基準化も求めていくということではありますけれども、地方の現場における具体的な支障に対処するために、実効性のある解決方策を広く検討していくことが必要ではないかと考えているところです。

(4)義務付けに関する法令の規定のあり方ということで、同一の条文の中に「従うべき基準」や「標準」、「参酌すべき基準」が混在していて非常に読みにくい場合があるという御指摘がございました。これに対しましては、このような事例が確認された場合には、法令の所管府省において、地方公共団体がより理解しやすくなるように適切な対応を求めていきたいと考えております。

7ページでございます。「3. 提案実現に向けた支援の充実」です。まず、(1)専門部会における検討体制の強化ですが、先ほども申しましたけれども、多岐にわたる事項について長時間の審議を行っており、専門部会における構成員の負担が大きいという御意見もあったところです。平成28年には、先ほど申しましたように構成員の増加、それから、専門家を招いた勉強会の実施などを行ったところです。また、これは各府省と事務局との間での関係ですけれども、調整を積極的に進めることにより、2次ヒアリングの件数が減少しています。これに対しましては、体制強化の問題でもありますので、

神野座長、高橋部会長とも御相談の上、検討してまいりたいと考えているところです。

8 ページ、(2) フォローアップ案件に関する取扱強化です。これは、フォローアップ案件に関しまして、地方の提案の趣旨や対応方針を踏まえた十分な検討が行われるようにすることが必要であるという御指摘でした。28年におきましては、具体的には、国土交通省の関係ですけれども、「土地利用基本計画制度に関する検討会」において提案団体が参画する形になったということ、厚生労働省の関係ですが、「社会保障審議会介護保険部会」で地方三団体の代表委員からの意見表明が行われたということがございました。このような形で地方公共団体の意向を踏まえるという例があったところです。これをどうするかということですが、①「地方公共団体の意向を踏まえて検討する」と対応方針に書いたものにつきましては、各府省において検討会をつくる場合や、審議会で検討するといった場合には、提案団体をメンバーに加えるとか、あるいは提案団体からの意見聴取を行うといった提案団体の参画を確保すること、もしくは、内閣府がオブザーバー参加するといったことを求めていきたいと考えております。また、それ以外のものについても、関係府省において提案団体から意見聴取することを求めていきたいと考えています。②で、事務局におきましても、こういったことに必要となる各府省の検討スケジュールの把握を行っていくとともに、提案団体に対しても、随時意見や追加的な支障事例等の提出、照会をしていただくよう周知していきたいと考えております。

9 ページでございます。(3) 財政措置等の各種支援策の確保です。これも従来から御指摘のあったところですが、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行できるようにするためには、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備等の支援が不可欠であるということがありました。

今年度につきましては、ちょうどハローワークの実例がありましたので、これを参考3に掲げております。16ページでございます。地方版ハローワークに対する各種支援ということで、3つの分野で整理しております。まず、財政支援としましては、地方財政措置による支援として、都道府県または市町村が実施する事業に要する経費を、特別交付税により支援することにしたところです。対象としましては、無料職業紹介事業、それに関連して実施する雇用対策事業となっています。併せまして、国庫補助金による支援として、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」におきまして、先ほど申しました雇用対策事業のうち都道府県が実施する産業政策と一体となった正社員としての雇用機会創出のための取組を支援するというもので、3年上限で8/10の補助が予定されているところです。2つ目として、情報提供の充実です。これは先ほどフォローアップでも触れさせていただきましたけれども、地方公共団体に対するオンライン提供の充実ということで、ハローワークで求人受理時等に把握した追加的な情報について、オンライン提供に含めることを原則とすることにしていきたいということです。3つ目、人的支援の充実として、地方公共団体の希望に応じたオーダーメイド型の研修を実施することも都道府県労働局で行うということでございます。

9ページに戻っていただきますと、対応として、引き続き、各地方公共団体が提案募集に係る分権改革の成果を生かして、サービス向上を図ることができるように、こういった各種支援策の確保に取り組んでいくということを進めてまいりたいと思います。

10ページでございます。「4. 成果の活用促進」です。これも先ほど触れさせていただきましたけれども、(1)は過去の提案等のデータベース化です。過去の提案、対応方針を調べるのに時間がかかること、過去にどういった提案が「現行規定で対応可能」とされたか、あるいはそれでどのような通知が発出されたかよくわからないという御指摘がありましたので、これらにつきましてデータベース化を進めていくということで、後ほど御説明させていただければと思います。

「5. 住民目線に立った分権改革の推進」でございます。26年対応方針の決定から2年余りが経過いたしましたして、これから地方による成果活用が本格化する段階を迎えます。地方公共団体においては、住民サービスの向上を住民が実感できるような施策を推進することが求められるということですが、平成26年の『総括と展望』においても、目に見える形で分権の成果を住民に還元することが必要とされておりました。こういった状況にどのように対応していくのかということですが、対応案としては、3つのステップで整理をさせていただいています。①住民目線に立った成果の把握ということで、これまでの成果、これは住民にとっての成果も含めてということですが、これらを調査・把握する。さらには、地方六団体と連携した呼びかけ、研修充実等により、分権成果を活用した地方による実践の全国的な展開を促進していきたいと考えています。②住民に対するわかりやすい情報発信の充実ということで、事例集をつくる、あるいは大学等への講師派遣、教材提供を充実するといったことも進めていきます。③住民の意向・ニーズの取組への反映ですが、各地方公共団体においては、地域住民に対する情報発信の充実を図りつつ、住民の改革プロセスへの参画、住民の意向・ニーズの取組への反映に努めていただきたいと思います。これは、結果的には分権提案のための意見の吸い上げにつながっていくことになると考えております。

最後、12ページでございます。「6. その他」です。(1)規制改革・国家戦略特区との役割分担、連携ですが、基本的には、これらとの関係は、ここに書いてありますように、規制改革は、民間に対する規制緩和を全国的に実施するものである。国家戦略特区は、官民に対する規制緩和を特定の区域に限定して実施するものである。これに対して、地方分権改革は、地方に対する規制緩和及び事務・権限の移譲を全国的な制度として実施するということになります。平成28年においては、提案募集方式の直接の対象とならないような事例につきましても、内閣府の規制改革推進室に受け付けてもらう形で対応を依頼いたしました。政府の方針といたしましても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、「地域に対する政策連携の強化」として、「予算・税制に加え、国家戦略特区や規制改革、地方分権改革等との連携等、関係府省庁が一体となって、あらゆる政策を総動員し、地方創生を強力に進めていく」として、しっかり連携していく

ようにということが決められているところです。これを踏まえ、先ほど申しあげました適切な役割分担に基づいて、それぞれ各部局に出された提案について、必要な情報共有を行うなど、連携を一層強化していくことに努めてまいりたいと考えているところです。

最後、資料7「平成29年の提案募集の実施について（案）」でございます。

平成29年の提案募集につきましては、本日、先ほどの資料6を含めまして御議論をいただきました上で、1ページ目の下に掲げました項目、これは資料6に沿った項目ですけれども、それぞれ御説明いたしました対応案に沿って、適切に対応を図った上で実施したいと考えているところでございます。

スケジュールにつきましては2ページでございます。基本的には昨年と同様に考えているところですが、先ほど御説明いたしましたとおり、事前相談の期間を長くとることにしております。去年ですと、3月17日に事前相談・提案の受け付けを開始したところ、今年は、明日2月21日から行っていくこととしています。これも具体的な提案に至るまでに、特に市町村では検討に時間がかかるという状況の下で、なるべく多くの問題、事例について提案募集につなげていきたいということで、特に具体的に支障事例をどのように整理するかといった点について、丁寧に御相談に応じていきたいという趣旨を踏まえたものでございます。

資料の御説明としては、以上でございます。

（神野座長）どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、資料8及び参考資料2について、地方公共団体の提案に対する支援方策というテーマで、事務局から御説明いただければと思いますが、境次長、よろしくお願いいたします。

（境次長）それでは、資料8と参考資料2がございまして、この2つの資料をあわせて見ていただければと思います。資料8でございますが、地方公共団体の提案に対する支援方策でございます。29年の提案募集に際しましては、市町村、特にこれまで提案をいただけていない市町村に積極的に提案を出していただくことが大変重要だと思っておりますので、ここに掲げております、3つの支援ツールと呼んでいますけれども、ハンドブック、データベース、事例集、こういうものを通じて地方公共団体の提案を強力に後押しをしていきたいと考えております。これら3つの支援ツールの中には、地方公共団体が提案を検討する際に大変重要だと思われる3つの要素、すなわち、提案をする際の知恵と工夫、ノウハウといったものでありますとか、あるいはこれまで3年間やってきた蓄積、積み重ねといったもの、それから、何よりも、住民サービスの向上のために提案があるわけなので、どうすれば住民生活がよくなるか、住民サービスの向上につながるか、という住民の声を意識していただくという3つの要素が、これらの3つの支援ツールの中に溶け込んでいると考えていますので、こういう3つの支援ツールを通じて、そういうことを意識しながら、提案の検討を進めていただきたい。このように思っているところでございます。

まず、1つ目のハンドブック、今日は冊子もお手元にお配りしておりますが、資料8の2ページのところにハンドブックの作成の趣旨等が書いてございます。市町村はまだ提案団体の累計でも全体の8%にもっていないということで、まだ提案を出した経験がないということが非常に多数に及んでおります。したがって、これから提案を考えていただくという市町村が多いわけなので、実際、提案を出していただく際にどういうことが必要なのかという実践的な情報を求める声が非常に高いわけで、これまで3年間の提案募集で我々のほうに蓄積されたさまざまな知見、ノウハウを、このハンドブックで見える化いたしまして、具体例を豊富に盛り込んでわかりやすく解説したハンドブックというものをつくりました。これは初回に7,000部つくったのですが、非常に好評をいただいております。既に残りが少ないといった状況になっておりますが、今後、このハンドブックを使って、ぜひ積極的に提案を出していただけるように、我々としても強く働きかけてまいりたいと考えております。

2番目が、データベースですが、こちらは参考資料2に細かく書いております。これまで3年間の提案をデータベース化したものです。既に私どものホームページでこのエクセルデータの公開を始めております。具体的にどのように使えるかということですが、ホームページ上なので、地方公共団体職員はもちろんですけれども、職員以外の方も簡単に使っていただくことができるというのが大きな特徴でして、例えば、参考資料2の2ページのところにございますが、住民の方が、自分の団体はそもそも今まで提案を出しているのかとか、あるいは、自分の団体が今までどんな提案を出して、それがどのように実現したのかということを知っていただくこともできますし、3ページにございますが、例えば、中核市の職員の方、福祉の部局にいる職員の方が、自分たちと同じような中核市が福祉の提案でどんな内容のものを今まで出しているのだろうか、ということが実現したのだろうかということ、簡単に検索していただけるということもございます。

あるいは、4ページにございますが、事業者の方が、提案区分のところでは規制緩和というフィルターをかけることもできますので、事業者の方が規制緩和の提案で今までどんな提案が実現しているのかということも、簡単に1,500件を超える提案の中から抽出して知っていただくこともできるということで、それぞれの立場の方が、それぞれの使い方でのデータベースを活用して、現場からの声をさらに一層上げていただければと考えているところでございます。

さらに、5ページにございますが、これまで「現行規定で対応可能」とであるとされたものにつき、措置状況がホームページ上でわかるように、データベース化を行っております。これらによりまして、右下のところに書いてございますが、ある分野の担当になった方は、自分の担当分野あるいは自分の担当法律で、これまでどういうことがこの規定で読めることになっているのかも知っていただけるということで、いわば第2の逐条解説のようにこれを使っていただくこともできるようになるということで、こういうデ

データベースを積極的に活用していただいて、提案に生かしていただければと考えているところでございます。

資料8に戻りまして、今度は4ページの事例集でございます。既に27年12月に事例集を、ここにちょっと写真が入っておりますが、つくりました。この事例集は、過去の一括法等の分権の成果を取材してつくった事例集でございます。残念ながら提案募集方式が導入されて以降の成果事例集がまだないので、まずはこの過去の一括法の事例集を見ていただいて、住民生活がどのように変わったのかとか、住民目線の成果というのはどういうものなのかというのを、まず、イメージとして知っていただく、持っていただくということをしていただきたいと思いますし、次のステップとしては、この4ページの一番下のところでございますが、提案募集方式で実際に住民の生活にどのような変化があったのか。住民の方々にどのように捉えられているのか。こういうことを調査・把握して、提案募集方式の成果事例集を今後つくって、さらにこれを普及・PRしてまいりたいと考えているところでございます。

次の5ページですけれども、このような3つの支援ツールを使いまして、全国ブロック説明会を、既に開始しておりますが、全国8カ所で開催いたしますとともに、地方研修会というのも全国20カ所で開催するというので、昨年以上に力を入れて私どもは手分けして全国行脚しておりますし、先生方にもお出ましいたできて、地方でいろいろ講演などもしていただいているところでございます。さらに、実際の提案あるいは分権を担う人材を育てることも非常に大事なことなので、「地方分権改革の旗手」に、多くの団体の方々、分権に熱心な方々になっていただいて、その方々がこういう支援ツールを使って提案を考えていただく。あるいは、その方々の横の連携を一層促進していくことを通じまして、地方団体の提案の掘り起こし、住民への成果の普及、情報発信に努めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

次に、鳥取県における地方版ハローワークの取組状況等々につきまして、平井議員から資料を頂戴しておりますので、資料9-1について、御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

(平井議員) 資料9-1と9-2もあわせてでいいですか。

(神野座長) どうぞ。

(平井議員) 議論の先走りになるかもしれませんが、まとめてお話の機会をいただいたほうがと思います。

資料9-1は、例えば、資料3の1ページであるとか、資料6の9ページであるとか、最近いろいろフォローアップもしていただきまして、財源の問題あるいは運用の問題につきまして若干の改善もしていただきました。これは小早川先生にもお世話になりまして、地方でのハローワークを実現しようと。それで、国と地方が一致して新しい改革が

できたわけでありまして、現実にも、既に国の法律に基づきまして、通知によってこの職業紹介が行われるように自治体でもなり始めています。そのいわば一つのまとまった形として、本県で実験的にやってみようではないかと、厚労省さんにも御理解いただきながら、大分協議をしながら、今、新年度の開始を目指して始めたものを報告させていただこうというものでございます。

1 ページにございますように、法律上の関与として、これで国と地方との協定を結ぶ。今、厚労省さんと法律上の協定を結ぼうということにしておりまして、これができると、多分まだできていないところが始まると思います。

また、国の財源支援とかハローワークの設置等を進めようとしておりまして、次のページにお移りいただきたいと思いますが、2 ページ目のところの上のほうでありますように、法律上の協定を、今、結ぼうとしています。それから、必要な措置の実施について調整をさせていただく。雇用協定は、今年度中に結ぼうとしているところでございます。

具体的にはその次のところ以降になりますけれども、3 ページのところ、下のほうにございますが、地域の課題を解決するためのハローワークとして、一番下に書いてございますが、こうした枠組みを使ってやろうということで、できるだけ地方分権の実が上がるように、今、工夫をしようとしています。

4 ページのところ、先ほど御説明もございましたけれども、地方財政措置で特別交付税などの措置が入ることになりました。また、地域活性化雇用創造プロジェクト事業も適用を受けられることになりました。これらを活用しながら、財源の問題というこの指摘でも出ていた課題につきまして、一つの解決例ということになるかもしれません。

5 ページであります、これも先ほど横田次長からお話がございましたけれども、情報のオンライン提供等でございます。情報の共有化が図られなければなりません、平成31年度にシステム改革を厚労省が行った際、それで完全に実現するという方向で調整ができました。それまでは個別に情報共有を図るというやり方になります。

6 ページでありますけれども、オーダーメイド型の研修というお話を先ほどいただきましたが、そうしたことも取り入れていこうというものでございます。

7 ページでございますけれども、1つ、うちの全国知事会長からの御指示もあり、重点的にということで調整してきました雇用保険の仕事がやはり取り組まれなければなりません。これについては、7 ページの右のほうに図式的に書いてありますが、2つの窓口を一体化させて物理的にも設置をすることで実を上げるようにしようということで、今、国と調整をさせていただいたところです。

8 ページであります、県立のハローワークとして開設しよう。例えば、女性の活躍を推進するとか、IJUターン、移住の促進につなげるとか、今、企業側で人手不足です。これは市川議員も苦勞されているのではないかと思います、全国どこへ行っても今は人手不足になっていまして、そういう意味で、従来のマッチングは求職者側からの

視点だけだったのですが、求人側の視点で、例えば、事業を拡張するときに必要な人材を確保する、それをサポートするといった観点、そうしたハローワークもあり得るのではないか。こういうものを組み合わせてやっていくものを目指したいと思っています。

9ページでございますが、例えば、女性の活躍、若者の正社員就職、シニアの就業、こうしたことを、今、県立米子ハローワークを県西部に設置しまして、やろうとしております。

10ページであります。その米子ハローワークでやろうとしていることとして、移住のサポートをしたり、ワーク・ライフ・バランスを図ったり、また、東京や大阪にも県の拠点がありますが、そうしたところにもつなげて、地方創生の実にもつなげていこうと思います。

11ページであります。企業の人材戦略に寄り添う形で運用するハローワークという観点、こうしたことも目指していきたいということです。

12ページですが、これと同様のものを米子に隣接している境港でも県立境港ハローワークとして設置をさせていただこうとしています。

このような形で、分権の実を上げていくということは、ユーザー側である住民の皆様、企業、あるいは女性活躍などの地域の課題、これを解決していく上で柔軟に動き得るものことができます。なぜかという、女性の社会参画であるとか産業振興での企業誘致等々は県が行っている事業が多いです。そうしたものとハローワークという職業紹介のいわば点の事業がつながることによりまして、立体的なそうした施策運営が可能になると考えております。そうした意味で、分権ということについて、ぜひ先生方にも御理解をいただければと思います。

次に、資料9-2と関連しまして、今の横田次長や境次長のお話について、若干私どもで調べたことを御報告申し上げたいと思います。

先ほど資料5の5ページでお話ございましたが、税財源の議論あるいは国が直接執行する運用改善、こういうものについての問題意識を言っていただきました。ただ、平成29年はこれに取り組まないという方向での御説明ございましたけれども、小早川先生が前回か前々回に御指摘されましたが、例えば、保育所から認定こども園に移行するときに、国の国有財産を使っている場合、もう一回その許可を取り直さなければいけない。ただ、これは政務官も御案内だと思いますが、要は、地域の実態から申しますと看板をかけかえるだけに近いのです。しかし、そこにそうした手続がかみ合わされることにどれほど合理性があるのかという地方側の提案がある。

そうすると、資料6の4ページでございますけれども、ここの現状・課題と書いてあって、表現が非常に象徴的かなと思って、今、改めて見させていただきましたが、現在、提案の対象は、事務・権限の移譲、規制緩和とされている。それ以外は対象外となっているということなのです。「現在」でありまして、つまり、ここは我々がルールをつくれればいわけです。今、ルール設定がこうなっていますから、事務のほうではここは動

かないところだと思うのです。政務官を初め、政務の皆様にも、ぜひルール設定を変えていただければいいのではないかと思います。

また、税財源につきましては、先般、企業版ふるさと納税などについて小早川先生の御意見もあったところでありまして、本来、地方分権改革というと、確かに個別の事務やお仕事の改革が一つの柱になることは当たり前であります。例えば、後ほど申し上げますような喫緊の課題に対処しようと思えば、保育の仕組みを改めるのとあわせて、ハローワークでもそうでしたが、税財源のことは一緒に議論していかないと、地方の現場は回らないこととなります。そうすると、分権の実が上がらないということになります。

また、大きく言えば、これから数年のうちに税財源構造が変わっていきます。地方消費税も含めて、消費課税の大改革が行われる。務台政務官もその創設にかかわった方であらうし、神野先生もそうであらうでしたが、いよいよ税率アップということが始まりまして、そうしたことにも取り組まなければならない。この辺が出てくるわけであらうし、そのときに、いわば財源のいっぱいある団体とそうでない団体など地方団体はいろいろある中で、どういう新しい税財政構造をつくっていくのか。そういう制度改革も必要ではないかと考えております。したがって、この辺も切り込んでいくべき時が来ていたのではないかとということです。

「従うべき基準」について、アンケートを実施させていただきました。資料9-2でございまして。「従うべき基準」の議論は、いわば分権の一つのあり方として、この地方分権改革有識者会議の中でも取り上げられてきた一つのルール設定であります。私ども地方団体でも、当時、この改革に向き合いました。「従うべき基準」とか、「参酌すべき基準」だとか、いろいろと出てくる中で、地方側の思いとしては、「従うべき基準」は必要なのかというのは実は当初からあります。「参酌すべき基準」であるからこそ本来の分権改革ではないだろうかという意識は、我々の側にはあるのです。ただ、「従うべき基準」という言葉は、これはよくできた言葉でありまして、本来はshould、「従うべき」でありますので、「従わなければならない」ではない。ですから、法律とは違う。「従うべき」なので、shouldだからいいだろうということの説明でございました。

しかし、先ほど来、いろいろと事務局からも御説明がございまして、結局、「従うべき基準」は法律と同じように効力を持つと省庁側が考えておられまして、例外が認められないということです。この「従うべき基準」というスキーム自体、このままでいいのか。そろそろ立ちどまって、「従うべき基準」、本来は「標準」であるとか「参酌すべき基準」で整理するべきなのかもしれませんし、「従うべき基準」が本来shouldであるならば、エクセプション、例外も認める制度でなければならないと思います。その辺をちょっと緩和するなり、この辺のゲームのルール変更をする。その辺は一つポイントなのかもしれないと思います。

特に、けさの朝日新聞でも出ておりましたけれども、今、保育所が足りないというこ

とがあつて、去年は「日本死ね」と言われた。今年、それに向けて大改革をやったはずではあるのですけれども、地方側も努力はしたわけではありますが、結局、同じように保育所に入れぬお母さんたちが怒っているという状況が繰り返されています。

実はこの9-2の1ページにありますように、福祉の分野でこの「従うべき基準」は多用されているのです。今、そうした保育所の設置状況が出ているのにはそれなりの理由があるわけですが、このアンケート結果の上のところを御覧いただきますと、保育士の配置基準が一つにはあつたりする。この保育士の配置について、保育は本来はいろいろな方でもできる。最近では保育ママの緩和とかいろいろ出てきておりますけれども、これは実際に自治体から出てきた意見としては、幼稚園免許所有者など、いろいろな人材がいる。そういう人たちで、現実には保育のスキルを持っている人たちがいる。今、学校の先生の活用だとか新しい視点も生まれてはいますが、こういう人材の確保ができないわけで、それが保育所の設置に向かないということです。

もっと因数分解して申し上げますと、人数の基準があつたりします。そういうものを全て満たせということになりますと、結局、保育所の設置自体ができなくなる。保育所の設置自体ができないという状況を生んでいるのは、実は国のこの「従うべき基準」だということなのです。ここにエクセプション、例外を認める。あるいは、従うべき基準でない本来の分権改革の筋道に従って、理想を言えば、これだけの人を置いてもらいたいけれども、そうではないことも認めようと。特に今は保育所に入れぬという緊急事態になっているから、それは広げてもいいのではないか。これは全部の自治体ということではないのだと思うのです。分権でありまして、それぞれの自治体の裁量のもとにある程度の基準を置かせる。そういうことをしないと、抜本的な解決に向かつていけないということではないかと思っております。

同じようなことは4つ目のポツにもありますけれども、園舎から離れた場所に園庭がある。それで幼保連携型認定こども園に移行できない。先ほど横田次長から面積基準のことにつきまして一定の緩和があつたということでもあります。役所は面積を守ることに一生懸命になりますけれども、1平米でも欠けることに一体何の意味があるのかという気が我々にはするのです。その場所も、都会であれば園庭の確保は非常に大変でありまして、既存の建物を利用したりとか、いろいろな事情がそれぞれの園にはあるわけがあります。こういうことを「従うべき基準」でがんじがらめに縛る。エクセプション、例外も認めないということの非常にリジッドな運用にどれほど意味があるのかということです。

実は、これはこうした子供の福祉だけではなくて、高齢者福祉だとか、障害者福祉等でも同じような問題が生じます。これからもっと顕在化してくると思います。例えば、地域で、今、包括支援サービスをやれと国がおっしゃっています。そして、いろいろともっとダイナミックな介護サービスの提供を始めなければいけないのですが、下から3つ目のポツにありますのは、これは小規模多機能型居宅介護サービス、居宅介護支援専

門員との関係でございますけれども、要は、ホームヘルプサービス、ホームヘルパーです。そのサービスと、小規模多機能という一つの小さな施設サービスがあります。実はお客様は一人一人の御老人でいらっしゃるわけです。この高齢者の方々に介護を必要としている方は、実は毎日事情が変わるわけです。小規模多機能に入所しなければいけない日もあれば、普通に家にいてもいい日もあったりするわけです。ただ、これは役所の縦割りからすると、厚生労働省さん的には別々の課が所管していたり、別々の係が所管していたり、別の事業で別の補助金があるから、それぞれ行き来ができなかったり、人材の共有をしてはならないということがあったりします。

さらに我々地方レベルにいきますと、今は障害者福祉とか、児童福祉だとか、高齢者福祉が融合してくるわけです。小さな拠点をつくったらいいではないかと、片方で、同じ山本大臣が地方創生でおっしゃっています。しかし、その小さな拠点でそうした福祉のいろいろなジャンルが融合して運用しようと思うと、それぞれにまた資格の必要な人がいて、そうすると過大になってしまうのです。そういうことが難しいからこそ、一つにまとめていろいろなサービスを提供できるようにしたらいいではないかということでありまして、民間企業だったらそこは兼ね合いでやるところが、この「従うべき基準」のためにできなくなってしまう。これが本当に合理的なのかということでございます。

こういうアンケート調査の結果が出まして、例えば、今、これだけ福祉について、特に児童福祉などでは施設の不足感が言われるところでありますので、重点的なジャンルとして本会議で取り扱って、これは提案募集で個別に提案してくれなければだめだということよりも、むしろこの分野は重点的に議員の皆様のお見識も入れながら、このように改善したらどうですかということを会議自体で取り組まないといけないのではないだろうか。けさ、朝日新聞の社説を読みながら、そんなことを思っておりました。

また、2つ目でございますけれども、地域交通であります。これも実は非常に伝統的な分権の課題として意識されてきました。農地のこと、都市計画のこと、ハローワークのこと、この地域の運送事業のことです。この道路運送法につきましても、このたびアンケートを実施いたしまして、極めて多数の自治体から回答があったわけでありまして、

例えば、下から3つ目です。バスの停留所です。実はバスの停留所は定期路線の運行のバスの停留所があります。しかし、今、どんどんバスのお客さんが足りなくなってきました。フィーダー路線をつくる。そのときに、地域交通として地元で過疎バスを運営してくれということになったりする。あるいは、タクシーのような形でデマンドバスと称して走らせたりする。いろいろな形態が出てきているわけです。

利用者は交通弱者でありまして、障害者も含まれますし、高齢者が病院に行くとか、そういうものが非常に多いです。そういう方々からすると、余り動けないわけです。現在の規制では、そういう定期バスの停留所のところにはとめてはいけなくて、別のところにとめなさいということでもありますけれども、これもユーザーの視点に立っていただ

ければ、おりたところですぐ乗れるのが本当の乗りかえなわけでありませう。

多分、制度設計をされる方々は、東京のど真ん中の霞が関を思い浮かべると思うのでせう。交通に支障があるとか思われると思ひます。しかし、地方の実際にこういう需要が発生するところというの、見渡す限り何もないところで、道路にはバスが1日に2回か3回しか来ない。そんなところで定期路線バスのバス停留所だけが聖域で、そこに一切ほかの地元がつくったバスがとまってははいけない。これはなぜでしょうということなのでせう。そういういろいろな支障がござひます。

ですから、その辺は地方のレベルで決めてもいいことが多くなつてきておると思ひますし、正直に申し上げて、交通政策自体が変わつてきておる。今、交通対策基本法というものができて、交通というものが社会政策としてようやく意識されるようになってきておる。貴重な地域の足が失われることがないように、国も県も市町村も協力して、地域交通の確保をしましよとなつてきておる。ですから、社会政策として、こうした交通を維持していき、便利にしていくことが求められるようになってきました。

すなわち、分権の世界の中で、始末をしていったほうが前に進む分野というのが意識されてきておるのだと思ひます。そういう意味で、この会議としても、また、重点的な分野として、もともと地域交通の部会もござひますので、一度議論をさらにもう一度立ち上げていただいて、動かしていただくはどうかと思ひます。少々長くなりましたけれども、私どもの思ひとしては、そういうところでありませう。

先般発表されたサラリーマン川柳風に言ひますと、今、人気のピコ太郎にひっかけた川柳がござひました。「お国でもうちでも俺はピコ太郎」でござひまして、なかなかあつちにもこっちにも頭を下げないとうまくいかないということでもござひまして、ぜひ先生方の御理解をいただきたいと思ひます。

(神野座長) ありがとうございます。それでは、引き続きまして、戸田議員から地方分権に関する取組についての資料を頂戴しておるるので、資料10について御説明いただければと思ひます。

(戸田議員) 地方がみずからのこととして、この問題に積極的に取り組まなければならないという取組を始めたと御理解いただけたらと思ひます。私からも、地方分権改革については、お金のかからない住民サービスの向上だという言い方の中で、いろいろな機会を捉えて啓発をさせていただいておるということだけ、この文からお酌み取りいただけたらと思ひます。

まず、内閣府の事務局におかれましては、28年で15カ所も市町村説明会を開催していただいております。高橋部会長からも、先ほど、地方、特に町村ということをも具体にはおっしゃいませんでしたけれども、みずから努力をしてほしいという御意見があつた。それを踏まえてのことと思つておる。

それから、これまで町村からの提案が余りにも少なかった実態を踏まえて、この29年の提案募集に向けまして、分権改革の重要性や提案募集方式の活用について、より周知

をしていきたい、積極的な応募を促していきたいと思っています。

この新しいハンドブックを見せていただきまして、これはよくできているなと思いました。特に17ページを見ていただきますと、前からちょっと話題になりました北海道の小さな村、島牧村の事例がここに取り上げられました。これを町村の皆さんが見られたら、こんな小さな村でも提案を出されて、それがうまく実現を見ているということを確認される。そうすると、自分の町も一遍出して見ようと、これは必ず思われると思います。いいハンドブックができたと思っています。これは活用をうまくさせていただきたいという思いを持ったところでございます。

実質的に、ある意味3年おくれのスタートになるかもしれませんが、町村から出てきました提案を前向きに受けとめていただければありがたい。まず、そのことをお願い申し上げたいと思います。

特に、財政規模の小さい自治体からの提案は、その自治体の存続にかかわる切実な内容を含む提案となることが思料される。そのために、ささいな内容であっても前向きに取り扱いをしていただくことを重ねて要望しておきたいと思います。底辺をとにかく広げることの中で、町村部も力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、既に市長会等々のほうから提案をされ、内閣府におかれて議論済みと区分されて、内閣府と関係省庁の調整対象とならない項目として整理されているものと同じような提案が出てくる可能性が非常に高いと思います。

しかしながら、類似の支障事例が提出されるということは現行制度が地域の実態に合っていないということになりますので、その辺は、相談がありましたら、その支障事例の重層化、新しい切り口の指導といいますか、当方も横展開ということもやっていきますので、その辺のところの指導を各町村にお願いいたしたいと思っておりますのでございます。

それから、先ほど説明を受けました過去の提案のデータベース化というお話でありますけれども、これは非常にありがたいと思います。今までどういうものが出ているか、それを参考にしながら提案できますので、非常にいい。データベース化の評価をさせていただきたいと思っております。

3点目でありますけれども、これも資料6の5ページのところに記載がされております事務・権限移譲に関する部分でございます。この提案募集について、一番地方でよく耳にする声といいますのは、これは特に県がそうかもしれないのですけれども、「国が具体的な支障事例にこだわり過ぎている余り、事務改善のような細かな規制緩和の提案にならざるを得ず、国から地方への権限移譲を求める提案がどうしても減っているのではないか、減らざるを得ないのではないか」という声なのです。

それだけが要因ではないでしょうけれども、権限移譲に関する提案数を見ますと、先ほどのグラフにもありましたが、26年が366、27年が81、28年が38と確かに減ってき

ております。人口減少と少子高齢化が同時に進行してくる状況下にあつて、多様化する地域課題を解決するためには、分権改革の推進法の第5条1項にも記されているとおり、住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体に委ねる、大くくりの事務・権限の移譲を進める必要があるのではないかと思います。

その観点から言えば、事務・権限の移譲の提案については、提案募集の項目の要項を少し緩やかにしていただくことができないかということをおもいます。現実には何が問題になっているかとの提案団体への問いは、規制緩和についてなら応じられるかもしれませんが、権限移譲について地方側が権限を持っていない中で、支障事例が出せないという声が大いことを御理解いただきたいとおもいます。移譲による効果が大いとお断される場合と、ちょっと大くくりの中で捉えていただければありがたいという思いでございます。

最後でありますけれども、今、平井知事からも、道路運送法の関係の御意見がございました。これは私も全く同感でございます。地域の公共交通の論議に期待させていただきたいとおもいます。特に過疎の地域、中山間地域でありますけれども、この問題は住民視点に立った分権改革、先ほど3つの対応ということがありましたが、非常に住民の関心が高い。だから、分権改革を住民と一緒に考えていく題材としては、この地域公共交通の論議は非常に重要とおもいます。さらに重点化という形を求めたい。このようにおもいます。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

平井議員、戸田議員から、生産的な御議論を頂戴したことに感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、これまでのこの提案募集に基づいて展開してきた地方分権の推進について、29年、今年をどうやってキックオフして始めていくのかという点について、これまでよりも少し深くこれまでの経験を事務局で省察していただいた上で、よりこの提案募集方式を有効にかつ効率的に進める方針を頂戴しているかと存じます。まず、これをこういう方向で進めていきたいという提案をいただいておりますが、これを踏まえて御議論いただければとおもいます。いかがでございましょうか。

どうぞ。

(勢一議員) ありがとうございます。

私は、提案募集の部会に加えていただいております、3年間携わってきました。これまでの成果という点で、データベース化が実現したというのは本当にとってもいいことだと思っております。この会議の中でも何度かそういう要望が出ていましたし、地方の提案団体からも要望が出ていたというのも伺っています。これは、今後、提案を考える市町村の担当者だけではなくて、住民や事業者もアクセスができるような形で整備していただきましたので、透明性もある仕組みですし、今後、地域全体で活用していただける

ところはとても期待できると思います。

あわせて、提案のために検索するだけではなくて、先ほど戸田町長からも御指摘がありましたけれども、分権の成果の実践、横展開、全国展開をしていただく。これによって初めて住民に成果が届きますので、そのためにも活用していただけるのではないかと期待しているところです。

今後については、ハンドブックを作成していただいて、さらに提案を広く求めていただくような体制をとっていただいたというところは、これもとてもありがたいと感謝しております。ハンドブックを拝見しましたけれども、非常にわかりやすく、しかもコンパクトというところ、情報が多過ぎないところも、現場担当者が手にするにはいいのではないかと思います。特に分権担当以外の原課の方にも手にとっていただくやすい形式になっているので、これはそういう点では使い勝手がいいのではないかと期待しています。ただ単に郵送して終わってしまうのでは意味がございませんので、ぜひ説明会等でこのハンドブックを活用した上で、いろいろ支援を続けていただければと思います。

このハンドブックの中で気になったのですけれども、24ページのところで、これまでの実績で改めて提案の状況を見てみますと、やはり中小規模の自治体からはなかなか提案が出にくいというのがデータになったかと思います。一般市9.8%、町村2.8%しか提案が出ていない。これは提案がないのかといいますと、先ほど平井知事から御紹介がありましたように、具体的な支障のアンケートをお願いするといろいろ出てきている。そうすると、現場で課題を抱えているのだけれども、なかなか対応できないという状況にある。そのために、提案につなげることができないというところがあるのではないかと推察しているところです。ぜひこういう点も含めて、今後、引き続き支援をお願いできればと思います。

私からは以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

どうぞ。

(山本内閣府特命担当大臣入室)

(野村構成員) 構成員の野村です。

今年度は子育ての問題が多くあって、そのための構成員の増員という話がありましたが、それは私のことかと緊張感をもって聞いておりました。期待いただいたほどお役に立ったかどうかは不明ですが、これまでお聞きしていた感想も含めてもう申し上げますと、市町村からの数がまだまだ少ないというお話がありました。

私は市町村の子育て、最近は「子育て」もつけますけれども、そういう会議に複数出ております。そうした会議では、たとえば、認定こども園の問題であるとか、あるいは園庭の問題など、ここの部会に出てくる用語というのはたくさんその会議でも出てきます。ところが、市町村の子育て・子育ての現場では、この提案募集の仕組みのことを知

っている人はほとんどいないのです。

今回、この会議の関わらせていただいて、自治体で、こうした問題が上がったときに、こういう仕組みがあるのですよということを及ばずながら広報する役割も果たしています。一方で、どうして現場で伝わっていないのかなと考えてみたときに、1つは、市町村の分権担当あるいは政策部門のところにこういう話が届いていても、現場の担当課にうまく話が行っていない可能性があるのかなというのが1つ。それから、現場では確かにたくさん困っていることがある。しかし、現場では、それが義務付け・枠付けあるいは規制の問題なのか、あるいは税財源も含めた市町村・自治体の体力・実力の問題なのかというのは恐らく区別がついていなくて、混然一体となって困った問題だということになっている。これが規制の問題というところまで行き着くには、かなり距離があり、なかなか提案をすと思ひ至るのは難しいのだと思います。

その意味では、とにかく問題意識を感じたときに、窓口を広くとって、これに対して有効なコンサルティングができるかどうかということが大事だろうと思います。市町村からどれだけ挙がっているかということについては、こうした広い窓口と有効なコンサルティングにかかっている。つまり、現実に困っている問題の中に、実はこういう規制の問題がありますということを感じさせてくれるコンサルティングの仕組みということでしょうか。先ほどのお話の中では対象にならないものも受け付けるという話でありましたので、ぜひそういうコンサルティングの仕組みという、やや踏み込んだ形でやっていただけるといいと思っています。

それから、困っている中には、多分にその自治体の体力・実力の問題があって、あるいは税財源の問題があって、今回は対象外というお話ではありましたがけれども、対象外であってもどういうところにひずみがあるのかということの蓄積は大切で、少なくともそれは関係ないですねということではなくて、蓄積をしていって、今後の地方分権改革の材料にしていくことがとても大事かと感じました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

市川議員、どうぞ。

(市川議員) ありがとうございます。

まず、平成28年度、専門部会の構成員の皆さんと、事務局の皆さんの並々ならぬ努力とこれだけの成果が出たということに対して感謝したいと思ひますし、このハンドブック、データベース、本当にすばらしい成果だと思ひます。

このハンドブックの中で、最後のページに、派遣職員の皆さんの顔写真とともにコメントをいただいていますけれども、ここの部分をもっともっと厚くしていただければ、地方とのコミュニケーション、問題、課題ももっと解決に近づけるのではないかと思ひます。

この制度を、行政側のプロの中だけではなくて、いかに住民の方にこういうことが行われているのだということを理解してもらえるか。それによって住民の方側から支障事例が出てくることにもなるかと思いますので、その辺のところをどのようにして住民の方にわかってもらえるかと、その工夫をもう一つ考えていただけたら、あるいは我々が考えていかなければならないと思います。

その中で、今日のお話で、平井議員、戸田議員からもアンケートの説明、御意見もありましたけれども、国が直接執行する事業等に関しては対象外という議論が出てきておりますが、そもそも国の執行する事業とは何だろうかという議論もやはり省庁でしていただくことが必要かと。これだけ3年間の成果が出てきて、いろいろな点で、国側、省庁側も気づかれている点はあると思うのです。民間でいえば、各本部、各地方に権限移譲をどのように進めるかということも一つの課題になるのですけれども、むしろ国側あるいは省庁側から、これは地方であるいはそれぞれの自治体でやったらどうかという、そういう逆提案も出てくる土壌もそろそろ育ってきているのではないかと思いますので、まさしく上下主従の関係ではなく対等協力の関係ですから、近接性、互換性、いろいろな基本的な議論の中で、各省庁が国でやるべきこと、地方でやるべきことの議論をしていただきたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) ちょっと風邪をひいておりまして、お聞き苦しくて申しわけございません。地域交通に対しての話が何点か出ました。私は地域交通部会を以前担当させていただいておりまして、その経緯からすると、ステークホルダーがかなりいらっしゃるということで、そこでの合意形成を進めていくために、国と地方の問題だけではなくて、地元のバス、タクシーの業界ですとか、福祉の関係ですとか、そういったところでの合意形成を少し丁寧に行っていく必要があるかと、あわせて思いました。

3つのツール、ハンドブックとデータベースと事例集は大変期待できるものであります。データベースはかっちとしたものができた。このハンドブックは29年版ということではありますけれども、この先、データベースの使い方などもここにぜひ載せていただけるといいなと思えますし、多くの方がわかりやすいとお話しされているのですが、まだまだ改善の余地があるかと思っております。パワーポイントが並んでいるような感じのところもあるわけです。こういったところはもう少しみ砕いて再編集していくことが大事であるのと、一番入り口として大事な情報は事例集だと思います。提案募集の取組以降の事例集がまだできていないわけですが、具体的に何ができたのかということもビジュアルをもってわかりやすく最初に訴えていただいて、そこが入り口になってハンドブックに入り、データベースに到達していくという流れで、ぜひ提案募集、取組以降の事例集を早目におつくりいただけるといいと思いました。

以上でございます。

(神野座長) それでは、小早川議員、どうぞ。

(小早川議員) それでは、手短に。

先ほどから、国が直接執行している事務に関する問題は対象外であるということについての御意見がいろいろ出ております。私もそれは重要だと思っております、しかし、また、対象として取り上げるのはなかなか難しいという気もしているのですが、事務・権限移譲を求めるのとは別に、といいますか、それとは違う形で、国の事務の執行について、地方が少なくとも情報は得たいとか、あるいはさらに、地方が何かやるときに国に協議せよというなら逆に国の側が何かやるときにもそのやり方について地方とちゃんと協議・調整をしてもらいたいとか、そのような観点はあると思うのです。ですから、そういう観点で地方の側から具体的な支障を出してもらって何かそういう調整等の仕組みを考えるとというのがこの提案募集のプログラムに載らないものだろうか、今すぐどうこうということではありませんけれども、検討していただければと思っております。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

野口構成員、いかがですか。

(野口構成員) ありがとうございます。

一言だけお許しください。本日、資料5の中に出てきた「現行規定で対応可能」とされた提案についてなのですけれども、今回の議論に参加させていただいて、この点は地方分権にフレンドリーなものとはいえないのではないかと感じました。厳密な意味で分権とはいえないのかもしれないかと思うのですけれども、自治体にとってわかりやすい法律の制度のあり方という点では課題が多い分野ではないかと感じておりました、先ほどデータベースの説明の中に、この対応についても情報として入っているというのは非常に素晴らしいことありますし、もしかすると、今後の提案募集の議論のあり方の中で、この部分を切り取ってスピーディーに進めていくというやり方もあり得るのかもしれない、いうあたりを感じたということでございます。

ありがとうございました。

(神野座長) 高橋部会長代理。

(高橋専門部会長) 特にございません。

(神野座長) ありがとうございました。

生産的な御意見を頂戴したことに感謝いたしますが、この会議が対象としている2つの軸以外のものの提案の取り扱いについて議論が多く出ておりますので、もちろん今までも必ずしもこの対象外だと言って事務局のほうで門前払いをするということはなかったかと思いますが、丁寧に対応していただくということと、グレーゾーンみたいなものもあるし、今後の分権改革を考えていくと、対象外であっても蓄積しておいてもらったほうがいいという意見が多分出ていたかと思うのですが、こうした点について、何か事務局からコメントがあれば頂戴したいと思います。

(境次長) 今、いろいろ御意見をいただきました。我々としては、提案について、「これは対象外だから最初から話になりません」といった門前払いというのは、基本的には行っておりません。まさに提案募集の基本的な考え方が、これをやれば住民生活がこうよくなるのですという説得力ある御議論をしていただきたい、ということです。地方からの提案については、なるべくその意向に沿って対応策を考えて実現しようというスタンスでやっております。

今、提案の発掘、掘り起こしのためのワークショップなども、地方に行って実施しております。分権担当ではなくて例えば実際に子育て分野を担当している方々と一緒に議論したり、今、何に困っていますかとか、そういうことを職員の方あるいは事業者の方に直接お伺いして、何か提案の種がないかという発掘も今やっております。

そういう意味では、なるべく「ここをこう変えると住民生活がこうよくなるのだ」という提案を出していただいて、一定の制約はありますけれども、なるべく広く受けとめて、それを実現して住民生活の向上を実感していただくというサイクルをうまく回していけるように、我々としては取り組んでいきたいと考えているところでございます。

(神野座長) それでは、とりあえずここで、今日御提案いただいた事務局の今年の方針については、皆様方から頂いた御意見もこれから生産的に進めていくための御助言などが多かったと思いますので、とりあえず原則的には御承認いただいたと。ただ、いろいろなこれからの進め方については後で申し上げますが、そうさせていただいた上で、大臣に大変お忙しいところを御臨席いただいておりますので、後でまた再度御意見を頂戴いたしますので、大臣から締め御挨拶を頂戴したいと思います。

大臣、お願いします。

(山本内閣府特命担当大臣) 熱心な、活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

前回の合同会議、昨年11月17日に御了承いただきました対応方針案については、昨年12月20日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定いたしました。

地方創生や、子ども・子育て支援関係をはじめとする、地方の現場で困っている支障を解決してほしいという切実な提案が数多く実現することとなり、全国知事会や全国市長会などからも「地方分権改革を着実に進める取組として評価」、「真の分権型社会の構築に資するもの」等の声明をいただいております。

この対応方針に基づきまして、第7次地方分権一括法案を今国会に提出する予定でございます。

本日の御議論を踏まえ、4年目となる平成29年も、地方分権改革に関する提案募集を実施したいと思います。今年の主な改善点は3つということで、まず、募集開始を1カ月程度前倒しし、地方公共団体における検討期間を十分確保したいと思います。それから、これまでの3年間の蓄積を見える化し、ハンドブックやデータベースを作成して、地方からの提案を支援してまいりたいと思います。また、提案募集検討専門部会におけ

る検討体制の強化を図り、提案の最大限の実現につなげていきたいと思いをします。

引き続きまして、「地方の発意による地方のための改革」を進めるため、提案募集方式による地方分権改革を力強く推進してまいりたいと思いをしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、大臣は次の御予定がございますので、御退室されます。

(山本内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) それでは、大臣が退席なさる前に御説明しましたように、一応今年度は事務局の提案の方針に基づいて実施させていただくことを原則として御承認いただいたとさせていただきますと思いをします。その上で、先ほど境次長からお答えいただきましたけれども、対象外とされているような事項についても丁寧に扱い、かつ、何らかの形で、ちょっと相談させていただきますが、次の分権改革の課題等々につながるような場合もあるので、対象外だとしたものについても、何らかの形で議論させていただくこと等を御考慮いただければと思っております。

財政面に関して言えば、例えば、保育園の問題とか、グレーのものについて言えば、ある程度取り上げないしは別の機会や何かに残しておくということをしていただければと。

抜本的に税制改革をすることということについて言えば、平井議員からも評価していただいた問題について、私が発言させていただいた場合は税制調査会だったので、税制調査会のほうにとにかく分権の課題を持っていくという機運がないと、なかなか抜本的な改革、つまり、国税をにらみながら地方税を改革していくことは難しいかなと思っておりますので、そこはこちらでもって進めていって、この進め方では少し限界が来たのと、抜本的な税制改革等々の機運を国民の中に醸成していくようなことをまずはやっていくことが重要かと思っております。

そうしたことをやらせていただくということを経験にした上で、この場でもって御提案いただいた29年度の対応方針については、お認めいただいた、御了解いただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

(神野座長) どうもありがとうございます。

あとは、平井議員がおっしゃっていたように、例えば、保育園の問題とか何とかもまとめて、個別に出てきている提案問題だけではなくて、実は少し制度をこのように変えておいたほうがいいのかもしいかなということを検討する場が必要かどうか、高橋部会長と相談させていただいて、場合によっては、これまでもテーマ別の部会等々を開かせていただいたことがありますので、その問題も含めて検討はさせていただきたいと思っております。

事務局から何かございますか。

いいですか。

それでは、準備しておきました「その他」の議題です。それがございませんようであれば、これにて終了させていただきたいと思っております。

よろしいですか。

それでは、以上をもって本日の合同会議を終了させていただきます。

最後まで御熱心に御討議いただいたことと、議事運営に関しまして御協力を頂戴したことを、感謝申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

(以上)